

地震により住居や家財などに損害を受けた場合に被害の程度に応じて、災害援護資金の貸付を行います。
提出資料など、詳しくはお問い合わせください。

●対象となる人
世帯主が負傷または住居、家財に一定以上の被害を受けた人。

●所得の制限
世帯人員町民税における平成26年の総所得金額が制限を超えないこと(左上表)。

●貸付条件
利率 年3パーセント(据置期間中は無利子)
償還期間 10年(据置期間含む)
据置期間 3年
償還方法 年賦または半年賦

世帯人員	所得制限
1人	220万円以下
2人	430万円以下
3人	620万円以下
4人	730万円以下
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以下

ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円以下とする。

●内容
被災の状況に応じて内容が異なります。

貸付区分	貸付限度額	
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に1カ月以上かかること)	住居が全壊した場合	350万円
	住居が半壊した場合※	270万円
	家財の損害が1/3以上	250万円
	家財、住居とも損害がない場合	150万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約1カ月かからなかった場合も含む)	住居全体が滅失など	350万円
	住居が全壊した場合	250万円
	住居が半壊した場合※	170万円
	家財の損害が1/3以上	150万円

※被災住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるをえないなどの特別の事情がある場合は限度額が引き上げられます。

8

災害援護資金の貸付

全線 大規模 半線

【問】 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

10

生活福祉資金貸付 (福祉資金【緊急小口資金】)

【申】・【問】 下記、問い合わせ先へご連絡ください。

大津町社会福祉協議会で相談受付が開始されています。

●対象となる人
・緊急、一時的に生計が困難な人。

●貸付金額
・原則10万円以内。
ただし、左記の場合は20万円以内。

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯などで特に社会福祉協議会が認めるとき。

●据置措置
・貸付の日から1年以内。償還期限は据置期間経過後2年以内。

●貸付利率
・無利子。ただし、償還期限2年経過後は違約利率が5パーセントつきまします。

●貸付手続
・借入申込書を町社会福祉協議会の窓口で提出していただき、その後、県社会福祉協議会から貸し付けを行います。

●申し込み・問い合わせ
・大津町社会福祉協議会

☎096(293)2027

・受付時間 午前10時～午後4時
※土・日・祝日を除く。

11

医療保険と介護保険の一部負担免除について

【問】 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114
役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

町 国民健康保険・介護保険、県後期高齢者医療制度に加入している人は医療機関などでの窓口負担金が猶予・免除されます。

今回の地震により被災した人のうち、地震が原因で左記要件に該当する人は、医療機関や介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが一旦猶予され、左記要件に該当することが確認され次第、免除されます。

●要件

- ①住家の全半壊またはこれに準ずる被災をした人。
 - ②主たる生計維持者が死亡または重篤または傷病を負った人。
 - ③主たる生計維持者が行方不明の場合。
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人。
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人。
- ※対象者は次の医療保険に加入していることが必要です。
- ・大津町国民健康保険
 - ・介護保険
 - ・熊本県後期高齢者医療制度

※この免除を受けるためには、右記の要件に該当する必要があることから医療機関などの窓口で申告した内容について確認が行われる可能性があります。なお、この窓口での取扱いは平成28年7月末までです。

12

各種証明書の交付手数料の免除

【問】 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

り 災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除されます。

- 手数料が免除となる証明書の種類
 - ・住民票記載事項証明書
 - ・住民票の写しの交付
 - ・印鑑登録証明書
 - ・印鑑登録証の再交付
 - ・納税証明書など税に関する証明書の交付

●対象となる人

り災証明書の交付を受けた人で、災害復旧のために国または地方公共団体の支援制度を申請する場合で、証明書の提出が義務付けられている場合に限りまします。

●必要書類

- ・り災証明書(コピー可)の提示が必要です。
- ・印鑑登録証明書を申請する場合は、印鑑登録証の提示が必要です。
- ・印鑑登録証の交付を申請する場合は、本人確認のために運転免許証など公的機関から発行されている身分証明書の提示が必要です。また、登録手数料が免除されるのは、半壊以上の判定の場合で、再登録は1回のみに限ります。

9

中小企業・小規模事業者向け 災害復旧貸付

全線 大規模 半線

【申】・【問】 下記、問い合わせ先へご連絡ください。

地震による被害を受けた中小企業の事業復旧のための資金の融資を受けることができます。

●対象となる人

・災害により被害を被った中小企業、小規模事業者(熊本県に事業所を有する者)
・り災証明書を受け取っている人

●措置内容

- ①利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9パーセント引き下げ。
- ②利率引き下げ適用の限度額 「災害復旧貸付」のうち1,000万円(中小企業団体の場合は3,000万円)。

●申し込み・問い合わせ

- 日本政策金融公庫
- 熊本支店 中小企業事業窓口 ☎096(352)9155
- 熊本支店 国民生活事業窓口 ☎096(353)6121
- 受付日時 午前9時～午後5時(平日のみ)

■中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3,000万円	1億5,000万円(別枠)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)	

※国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
※国民年金事業は普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(据置期間2年以内)です。